平成２８年（フ）第１１９１号
千葉県市原市南国分寺台３丁目５番地25　ハイツ時田Ｂ102
債務者　山口登記雄
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２５９号
千葉県市川市欠真間２丁目３番３号（市川荘308号）
債務者　長谷川　浩
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３７８号
千葉県市川市南行徳４丁目１番26―306号（カスタリア南行徳）
債務者　滝田良一こと　瀧田　良一
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３８６号
千葉市緑区土気町1311番地22
債務者　鈴木　智美（旧姓斎藤）
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３８７号
千葉県船橋市大穴北２丁目６番２棟211号
債務者　中山　杏奈
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３９８号
千葉市稲毛区園生町450番地　園生県営住宅１棟208号
債務者　赤岩　真弓
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１４０６号
千葉県市原市五井中央西２丁目23番地１　フラワーマンション201
債務者　幸野　　武
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１４０７号
千葉県市原市五井中央西２丁目23番地１　フラワーマンション201
債務者　幸野　早苗
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１４１０号
千葉県習志野市実籾４丁目35番33―302号
債務者　東房　武吉
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１４１７号
千葉県市川市大町124番地（市営住宅大町第２団地７―212号）
債務者　川又香菜慧
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１４２５号
千葉県八千代市桑納620番地
債務者　白井　隆恒
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１４２６号
千葉県船橋市夏見台６丁目16番13―303号
債務者　奈良さおり
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１４４０号
千葉県市原市五井西７丁目８番地５　カルム・メゾン102号
債務者　藤井　　博
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２号
千葉県市原市姉崎1051番地24
債務者　藤間　良夫
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１号
千葉市若葉区西都賀２丁目10番７号　シティハイムセルティア205号、申立時の住所千葉市稲毛区小深町62番地１　ゴールドサポート小深412―３号
債務者　秋田　　治
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２２号
千葉市中央区矢作町905番地　フルール向台102号
債務者　後藤　克巳
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２９号
千葉県浦安市当代島２丁目10番13号　ツインガーデン（102）
債務者　森田　佐知（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係